

小山勇朗市議会報告

平成 31 年
4 月 3 日

社民党仙台市議団
太白事務所

仙台市議会、平成三十一年、 第一回定例市議会報告

平成三十一年第一回定例市議会は、一月七日から三月十二日まで開かれ、新年度の一般会計予算など計六十四件の議案審査を行いました。



一般会計の補正予算では、感染症対策事業費、消費税引き上げを見込んでの低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券の発行経費などの追加補正はあったものの、事業費の実績によるものや新年度予算への付け替えなどによる減額もあり、計約十四億六千万円の減額補正となり、計五千三百八十三億円となりました。

平成年三十一年度の一般会計予算は、郡市長が掲げる経済成長戦略や交流人口ビジネス活性化戦略、三十五人学級の拡充、学校エアコン整備など教育環境の充実、子育て支援策の拡充、防災環境都市づくりなどを重点に、対前年度比約百七十三億円（三・二％）増の五・五百六十三億円となりました。特別会計・企業会計を合わせると一兆一千九十三億円が計上されました。



しかし、一般会計では二百八億円の収支不足が見込まれ、「基金」の取り崩しで対応せざるを得ないように、厳しい財政運営状況にあることも浮き彫りになりました。

「いじめ防止条例」等を提案
条例案では、仙台市いじめの防止等に関する条例の他、市役所本庁舎建替え等のための基金及び奨学金返還支援基金条例、市に働く臨時職員・非常勤嘱託職員を新たに「会計年度任用職員」として労働条件等を定める条例が提案されました。また、一〇月からの消費税の引き上げに伴い、市民利用施設の使用料・手数料、市バス運賃改定等の条例も上程されました。

地下鉄は二区変わらず一
区三区、四区、五区が一〇
円の引き上げ。バスは初乗り一〇円引き上げ、百六十
円から百八十円の区間も十

円増、二百円以上のところ
は二十円増となります
その他、児童館の指定
管理者選定の件他、固
定資産税評価委員の選任、
土地利用審査委員の任命、
人権擁護委員、公安委員
会委員の推薦に関する人
事案件も提案されました。



躍動する杜の都 新たなステージへ

議会開会冒頭で、郡市長は、新年度の施政方針についての所信表明を行いました。本市のまちづくりの指針となる新総合

計画の議論が本格化する新年度を「変革のスタートライン」と位置づけ、その第一歩として「経済成長と交流人口ビジネスの活性化に向けた戦略」を掲げました。

市政運営のテーマを「躍動する杜の都 新たなステージへ」と定め、「人が集い成長し続けるまちづくり」、「まちや地域を支える人づくり」、「未来を守る、防災環境都市」を施策の3つの柱としました。

地域経済活性化などに重点施策

第1の柱では、地域経済の活性化、中小企業の競争力強化、人材の確保と定着を目指した「奨学金返還支援制度」の創設、「日本一の体験都市」などによる交流人口の拡大、「(仮称)都心の再構築プロジェクト」などを掲げました。第2の柱では、「いじめ防止条例」の制

定によるいじめ防止対策の強化、

中学校3年までの3人以下学級の拡充、全市立学校へのエアコン設置、切れ目のない子育て支援、子どもの貧困対策、地域自殺対策推進センターの整備などを図っていくこととしました。第3の柱では、世界防災フォーラムと市民参加型の仙台防災フォーラムの開催、食品ロスの削減などごみの減量とリサイクルの推進、市中心部の震災メモリアル拠点の基本構想策定など復興の着実な推進を目指す、としました。

仙台市いじめ防止

条例制定なる

「仙台市いじめの防止に関する条例」は、その前文では「いじめは、子どもの持つ権利を侵害し、人格の形成に影響を与え、心身に重大な危険を生じさせるおそれのある

決して許されない行為である」という認識のもとに、学校、教育委員会、行政、家庭、地域社会全てが連携し、「子どもたちが安心して学び、健やかに成長するまちを実現する」ことを掲げました。「基本理念」は、

学校が児童生徒にとって安心で、自己有用感、自己肯定感を高める場で、いじめの要因の把握、再発の防止等の対策を講じることなどを求めるとともに、いじめ防止を目的に教職員に体罰や不適切な指導を禁止することなどを盛り込みました。そのために、市、教育委、学校(教職員)、保護者、地域住民それぞれの「責務」を定め、市及び学校で「いじめ防止基本方針」を策定し、早期発見



や対処、情報の提供等を求めていく内容となっています。

仙台市奨学金返還

支援事業がスタート

若者(大学等の新卒者)の地元定着を目的とし、市内中小企業への就職者のうち奨学金返還を行っている者を対象に、その返還支援を行う制度です。

対象期間は、二〇二〇年から二〇二二年卒業者までの三年間。一年七十名、一人十八万円三年間で五十四万円となります。

小山勇朗議員は予算等審査特別委員会の中で、次の内容について質問しています。

○低所得者・子育て世帯向けプレミアム付き商品券発行、五九億六三四六万円

実質的には本年一〇月から始まる事業としては事前準備が必要です。

商工会議所はじめ、関係者と協

議しながら細かい詰め行うもの
と思います。

また、今回の取り扱いには、以前
の対象者と違い、低所得者・非課
税世帯と〇歳と二歳児の子育て
世帯となっている。個々人のプ
ライバシーの問題、交換時の不
正行為を防止するための本人確
認なども行われると考えられま
す。関係者との協議の場に於い
ては慎重な協議をすべき。
・商品券一枚の金額は五〇〇円、



二割り増し券

子育て世帯数は二万七千件、
低所得者の人数は十九万七千人、

販売単位は、一冊五千円(購入
額四千円)として、購入者の希
望に応じて利用額二万五千円ま
でを一括購入か分割購入(五回
まで可)

・子どもの対象は二〇一六年四月
二日から二〇一九年六月一日
に生まれた家庭、〇歳から二歳
児が対象

六月二日以降生まれた家庭の扱
いは、対象外。

低所得者は市区町村に申請し
て引換券を郵送で受け取るこ
とになります。

・在留三か月超の外国人も対
象になります。

・今回はつり銭が出ない。この商
品券で買えないものは、「たば
こ」、「プリペイドカード」等です。
商品券の使用期間は、二〇一九
年一〇月一日から二〇二〇年三月

三一日までとなっているが、
この期間内で各自治体が主体
的に定めるとなっています。

国による曖昧な入管法緩和
によって、自治体での対応が
遅れているのが実態です。

今年以降、五年間で三十四万
五千人からの外国人労働者を
日本が受け入れるとしたので
あります。受け入れるに当
たって心配される部分につい
て質しています。

多様な人材活躍推進費八〇〇万
円に関連して伺います

昨年、政府は外国人就労の
拡大を狙った新在留資格を決定
し、本年四月導入が決まり、
基本方針は、①在留資格特定
技能「一号」と「二号」を
新設。一号は通算五年上限、
家族同伴は不可。二号は何度
も更新可能、家族帯同も可能
としています。②分野別運用
方針で向こうの年間の受け入

れ見込み数三四万五千一
五〇人とし、経済情勢の
変化が無い限り上限とし
て運用としています。

③大都市などの特定地
域に過度に集中して就労
しないような必要な措
置、必要に応じて受け入
れて意思の措置を講じる
こととしています。

市としてどの様に捉えて
いるのか先ず伺います。

分野別運用方針として、

特定一号は建設など一四業
種が対象とあるが、その
業種と地元企業との関連に
ついてどうなのか、ま
た、特定二号は、当面、
建設と造船、船用工業の
みとし、二〇二一年度に
運用を本格化させるとして
いますが、市内の中小零
細含め二号の対応について
どの様に考えマッチングさ

せていく考えなのか伺います。

外国人との共生実現

に向けた取組

全国での状況は、九割以上の市区が「多言語での情報提供」、「日本語の学習支援」は八九割、半面、日常生活を手助けする施策は消極的となっているようです。

仙台市としては、多文化共生に関する事業や仙台国際センター交流コーナーに於いて、在留外国時に関する生活相談に際しており、総合相談ワンストップセンター(仮称)の設置に向け取組をすすめています。

総合相談ワンストップセンターでの取組で、①在留外国人の生活・就労等に関する一元的相談窓口は、委託しています。

②在留外国人から、在留手続き、雇用、医療、福祉、出産、子育て、子どもの教育等、対面・電話などワンストップで受け付け、情報提供及び関係機

関への取次ぎを行うとしていますが、場所・電話番号・メールアドレスなどについて在留外国人にどのような手段で周知しているのか。

多文化共生に関する事業の、日本語講座の開催は、市民センターや市民団体との協働により市内八カ所で開催されているようですが、年間何回か、市民センターの持ち回りのような形で行っているのか、今後外国人労働者が増加することを考えれば、「コミセン」なども利用して住居に近い場所での取組も必要と思いますがどうか合わせて伺います。

全国の生活支援事業で言えば、生活オリエンテーションの開催については、「ゴミ出し」などの実施は二十三%の市区、居住支援や入居差別の解消は二六%、最も高い名古屋、静岡市は三七%、北海道

や中国地方、九州は一〇%台です。

仙台市としても、外国人市民が安全・安心に暮らす為に日本語講座、日本語学校、専門学校、大学に出席して交通ルール、ゴミ分別、防災、分科、習慣などについてオリエンテーションを行うとしていますが、年間の様な間隔で実施されているのか、参加状況、外国人の反応・評価はどうか伺います。

仙台市として、様々な取組まれておりますが、地元企業に雇用された外国人労働者が、企業側に言えない困り毎を気安く相談できる場所、外国人住民に自治会などがないつても連絡を取れる仕組み作り、更には不法就労や地域の治安含めて対応すべきと考えます。また、女性やシニ

ア、外国人、障がい者などの働き方サポートの具体的な内容、取組についてお伺いします。今後、二〇二五年以降、日本全体の人口減少が強まってい、その事によって大企業の海外進出が激しくなり、働く場所も減少する。しかし、少子高齢化による人口減少はとどまることなく進行します。

労働者不足も都会・地方関係なく発生する。後継者不足による商店街のシャッター化、中小企業の倒産、全体的な税収不足、公的任務も低下し、労働者や人口増をどこに求めるかが大きな課題となって行くことは明らかです。

